

(照会先)

厚生労働省社会・援護局総務課

災害救助·救援対策室

電話 (代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2614

平成23年11月4日(12:00)

平成23年11月2日の奄美地方における大雨による被害にかかる 災害救助法の適用について(第1報)

1 災害の概要

大雨による被害により、鹿児島県大島郡瀬戸内町において住家に多数の被害が生じたため、鹿児島県は 災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害(人)			住家被害 (世帯)					/
		死者	行方	負傷	全壊	半壊	床上	床下	一部	備 考
			不明				浸水	浸水	破損	
【鹿児島県】 大島郡瀬戸内町 (オオネシマグンセトウチチョウ)	11月2日						141	178		11月3日12:00現在

2 今までにとられた措置

避難所の設置 等